

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>附 則（令和元年●月● 日東相制第19-00023号）</p> <p>1 （略）</p> <p>（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）</p> <p>2 協定事業者が現に利用し、又は接続申込みを行っているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ウ欄に限ります。）のうち、第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ア(ア)欄の対象となる協定事業者が本改正規定の実施日において利用し又は申込みを行っているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものに限ります。）について、同ア(ア)欄の対象となった日から<u>3</u>ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア(ア)欄に適用される増設基準（本項の規定による機能の変更の時点における増設基準とします。）を満たしている場合に限り、同ウ欄を利用している協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、同ア(ア)欄による利用又は申込みに変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。</p>	<p>附 則（令和元年●月● 日東相制第19-00023号）</p> <p>1 （略）</p> <p>（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）</p> <p>2 協定事業者が現に利用し、又は接続申込みを行っているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ウ欄に限ります。）のうち、第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ア(ア)欄の対象となる協定事業者が本改正規定の実施日において利用し又は申込みを行っているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものに限ります。）について、同ア(ア)欄の対象となった日から<u>6</u>ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア(ア)欄に適用される増設基準（本項の規定による機能の変更の時点における増設基準とします。）を満たしている場合に限り、同ウ欄を利用している協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、同ア(ア)欄による利用又は申込みに変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。</p>